

【経済連携協定に基づく原産地証明書の利用】

申請手続における提出書類等の例示と留意事項 (農林水産品編)

2021年3月

貿易経済協力局貿易管理部原産地証明室

1. 原産品判定の申請時における資料の提出

物品の輸出者も生産者も原産品判定を申請することができますが、原産品判定の申請は、「特定原産品であることを明らかにする資料」を提出して行わなければなりません。

指定発給機関は、提出された資料について審査を行います。

※ 「経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則」(以下「法律施行規則」という) 第4条の2第4項による。

2. 原産品判定の免除

下記（１）及び（２）の場合、原産品判定の申請を行うことなしに、特定原産地証明書の発給を申請することができます。

（１）原産品判定の繰り返しの利用

同種の物品の再輸出を行う場合、過去に原産品判定の申請を行って「特定原産品であることを明らかにする資料」（3. 《次頁以降》参照）を提出済みであり、かつ、当該資料に変更がない場合、その旨を示すことをもって、改めて原産品判定の申請を行うことなしに（当該資料の再提出なしに）、過去の原産品判定の結果を用いて、特定原産地証明書の発給を申請することができます。

※ 法律施行規則第3条第7項による。

2. 原産品判定の免除

(2) 日スイス、日ペルー、日豪協定の利用における「第一種原産品誓約書」の利用

日スイス、日ペルー、日豪協定においては、発給申請者がその申請に係る物品の生産者でない場合、生産者から同意を得て、当該物品が特定原産品であることを誓約する書面(第一種原産品誓約書)の交付を受け、これを提出することによって、特定原産地証明書の発給を申請することができます。

この場合、原産品判定の手続を経る必要はありませんが、次の書類の保存の義務があります。

【書類の保存に関する生産者の義務】

第一種原産品誓約書を交付した生産者は、特定原産地証明書の発給日の翌日から5年間（日スイス協定では3年間）、「第一種原産品誓約書に記載された物品が特定原産品であることを誓約した内容が事実であることを証するために必要な情報を含む書類」を保存する義務があります。

【書類の保存に関する輸出者の義務】

第一種原産品誓約書を提出して特定原産地証明書の発給を申請した輸出者は、当該証明書の発給日の翌日から5年間（日スイス協定では3年間）、当該誓約書や仕入書の写しなどを保存する義務があります。

※ 「経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律」(以下「法律」という) 第3条第5項及び第7条並びに法律施行規則第12条による。相手国からの確認（検認）がなされる場合、当該誓約書の根拠など、特定原産品であることについて説明を求められる可能性があります。

※ 第一種原産品誓約書の様式や利用の流れは、経済産業省ウェブサイト

(https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/gensanchi/coo.html) に掲載しています。

3. 特定原産品であることを明らかにする資料

原則として、協定は、次の①～③のいずれかに該当する産品を特定原産品と規定しています。※

①完全生産品、②原産材料のみから生産される産品、③非原産材料を使用して生産された産品で品目別規則等を満たすもの。

農林水産品については、上記①の完全生産品として、原産品判定の申請が行われることが多くあります。

完全生産品としての申請に当たっては、品目ごとに生産の過程や各協定の具体的な要件などが異なるため、「特定原産品であることを明らかにする資料」を一律に示すことは困難ですが、原則として次頁の表及び注釈のとおりです。

なお、農林水産品であっても、特に生産過程に加工が含まれる場合は、上記③の「非原産材料を使用して生産された産品で品目別規則等を満たすもの」として、原産品判定の申請が行われることがあります。この場合の「特定原産品であることを明らかにする資料」は、「【経済連携協定に基づく原産地証明書の利用】申請手続における提出書類等の例示と留意事項」（経済産業省ウェブサイトに掲載）を参考にしてください。

※日インド協定等異なる規定がありますので、正確な規定については、各協定の該当箇所を御参照ください。

3. 特定原産品であることを明らかにする資料

生産過程 製品の種類	加工が含まれない場合	加工が含まれる場合
農林産品	<ul style="list-style-type: none"> ● 協定の完全生産品であることを明らかにする資料 例： 農林産品に係る生産証明書 (注1)(注2)(注4)	<ul style="list-style-type: none"> ● 協定の完全生産品のみから生産される産品等であることを明らかにする資料 例： 農林産品に係る生産証明書 (注1)(注2)(注3) 及び 農林産加工品に係る製造証明書 (注1)
水産品	<ul style="list-style-type: none"> ● 協定の完全生産品であることを明らかにする資料 例： 漁獲・養殖証明書	<ul style="list-style-type: none"> ● 協定の完全生産品のみから生産される産品等であることを明らかにする資料 例： 漁獲・養殖証明書 及び 水産品に係る加工証明書

3. 特定原産品であることを明らかにする資料

(注1) 牛又は牛肉については、トレサビリティ制度に基づく個体識別番号から、完全生産品であることが明らかなときは、牛肉に係る個体識別番号通知書（後述）の提出に代えることができます。

(注2) 日ベトナムEPA第25条(a)の植物のように、日本国内において栽培され、かつ、収穫され、採取され、又は採集されることが要件とされている製品のうち、例えばリンゴや柿のように栽培地と収穫地が同一であるものについては、契約書、仕入書、伝票等から収穫地が確認され、協定上の完全生産品であることが明らかなきときは、これらの写しの提出をもって生産証明書の提出に代えることができます。

一方、同協定第25条(b)及び(l)に係る動物製品のよう、日本国内において生まれ、かつ、成育された動物のみから得られることが要件とされている製品のうち、例えば鶏肉の原料の鶏は、ひなとして海外から輸入されるケースがあり得ることから、契約書、仕入書、伝票等から主たる飼養地が確認されるだけでは足りず、採卵から、生育、解体までの全生産過程が日本国内で行われたことについて、生産証明書等で明らかにする必要があります。

(注3) 加工業者が加工前の製品の生産も行っていて「農林産加工品に係る製造証明書」と「農林産品に係る生産証明書」の作成者が同一であるなど、「農林産加工品に係る製造証明書」の記載から、加工前の製品が日本の完全生産品であることが明らかなときは、「農林産品に係る生産証明書」の提出を省略することができます。

3. 特定原産品であることを明らかにする資料

(注4) 地理的表示(Geographical Indication=GI)保護制度の特性を活用した生産証明の簡素化

地域には、伝統的な生産方法や気候・風土・土壌などの生産地等の特性が、品質等の特性に結びついている産品が多く存在しています。これらの産品の名称（地理的表示）を知的財産として登録し、保護する制度が「地理的表示保護制度」です。（農林水産省ウェブサイトより）

地理的表示(GI)とは、農林水産物・食品等の名称で、その名称から当該産品の産地を特定でき、産品の品質や社会的評価等の確立した特性が当該産地と結びついているということを特定できる名称の表示をいう。

（農林水産省 食料産業局資料より）

GIの登録公示情報から、生産地、生産方法、生産者団体※1を確認することができるため、登録内容から協定原産品であることが明らかなGI産品については、「地理的表示(GI)保護制度を活用して原産品判定依頼を行うことができる産品一覧」として、農林水産省ウェブサイトにおいて公表※2しています。

当該一覧に掲載されているGI産品を輸出しようとする場合は、特定原産品であることを明らかにする資料として、生産証明書の提出に代えて、GI登録名称の記載された※3契約書、仕入書、伝票等の写しと所定の様式（説明書）※4を提出することにより、原産品判定の申請手続を簡素化することができます。※5

※1 登録生産者団体が複数存在する場合には、団体を特定する必要があります。

※2 https://www.maff.go.jp/j/kokusai/renkei/fta_kanren/gi.html

※3 「地理的表示(GI)保護制度を活用して原産品判定依頼を行うことができる産品一覧」に記載されているGI登録名称が明記されていることをいう。

※4 上記※2のページ内にある「地理的表示(GI)に基づく原産品としての説明書（様式）」（Excelファイル）

※5 輸出者が生産者以外の場合に限る。輸出者が生産者の場合は、従来どおり、生産証明書を提出する必要がある。

4. 留意事項

● 留意事項（1）

指定発給機関は、「特定原産品であることを明らかにする資料」の内容を確認する必要がある場合など審査を適正に行うため特に必要があると認める場合には、関係者への照会等必要な調査を行ったり、発給申請者及び証明資料提出者（通常、原産品判定依頼者）等に対して必要な報告を求めたりすることがあります。

※ 法律施行規則第5条第2項による。

【例】

- 生産証明書の記載内容に疑義がある場合、当該記載内容の根拠となった契約書、仕入書、伝票等の提出を求めることがあります。
- 生産証明書の作成者について、生産過程への関与が明確でない場合、生産証明書の記載内容を証明し得る立場であることなどを確認するため、生産フロー図等の提出を求めることがあります。
- 原産品判定の申請者が生産証明書の宛先人と異なる場合、原産品判定の申請に係る物品が、生産証明書の作成された物品と同一であることを確認するため、生産証明書の作成者から原産品判定の申請者までの取引が確認できる契約書、仕入書、伝票等の提出を求められます。

4. 留意事項

● 留意事項（2）

申請に係る物品のインボイスの写し又はこれに準ずるものについては、事前登録（指定発給機関での「企業登録」）を受けた発給申請者は、原則として提出する必要はありません。

ただし、原産品判定を申請した物品と、実際に輸出しようとする物品が同種であることについて疑義が生じたときなど、指定発給機関が特に必要があると認めるときは、そのようなときに限って提出を求めることがあります。

※ 法律施行規則第3条第6項による。

● 留意事項（3）

生産者が原産品判定を申請する場合、出荷前であっても、特定原産品であることが明らかであれば、生産証明書又は養殖証明書等を作成して原産品判定を申請できます。

輸出しようとする物品を契約農家や契約養殖事業者等の生産者から仕入れる輸出者が、原産品判定を申請する場合、生産者からの出荷前であっても、特定原産品であることが明らかであれば、生産者が作成した生産証明書又は養殖証明書等を提出して原産品判定を申請できます。

4. 留意事項

● 留意事項（4）

輸出者及び生産者は、原産品判定や特定原産地証明書の発給を申請した場合、特定原産地証明書の発給日の翌日から次頁の表の期間、次の書類を保存する義務があります。※1

【原産品判定を申請した場合】

- 「特定原産品であることを明らかにする資料」（指定発給機関へ提出の資料）の内容が事実であることを証するために必要な情報を含む書類 ※2

【発給を申請した場合】 ※3

- 仕入書の写し又はこれに準ずるもの

※1 法律第7条及び法律施行規則第12条による。相手国からの確認（検認）がなされる場合、特定原産品であることについて説明を求められる可能性があります。

※2 牛肉について「個体識別情報通知書」を用いた場合、個体識別番号ごとの出生からと畜までの記録を保管願います（同通知書参照）。

※3 「第一種原産品誓約書」を用いて特定原産地証明書の発給を申請した場合、当該誓約書に記載された物品の生産者及び輸出者には、別途、書類の保存の義務があります（2.（2）参照）。

4. 留意事項

協定ごとに書類の保存期間が異なります。

5年間の保存義務が課されている協定	3年間の保存義務が課されている協定
<ul style="list-style-type: none">■ 日メキシコ協定■ 日マレーシア協定■ 日チリ協定■ 日タイ協定■ 日インドネシア協定■ 日フィリピン協定■ 日インド協定■ 日ペルー協定■ 日オーストラリア協定■ 日モンゴル協定	<ul style="list-style-type: none">■ 日ブルネイ協定■ 日アセアン協定■ 日スイス協定■ 日ベトナム協定

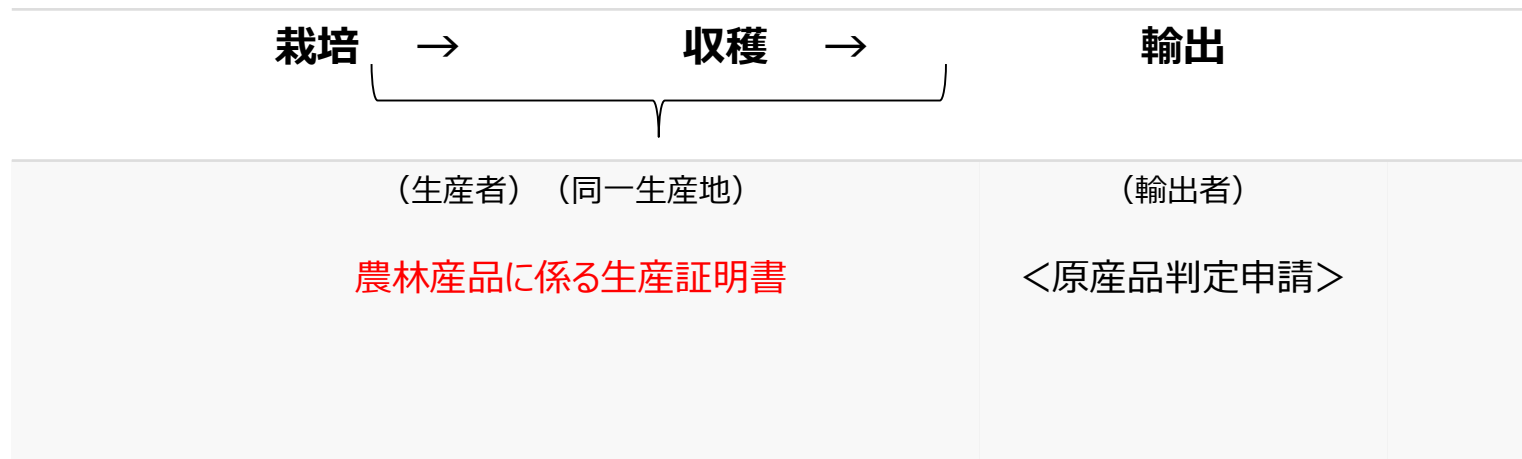
5. 「特定原産品であることを明らかにする資料」の例

事例1-1) 日ベトナムEPAを利用してリンゴを輸出

原産品判定の申請者（リンゴの生産者ではない場合）が、生産者が作成した生産証明書から、日本国内において栽培、収穫等の全生産過程が行われたことを確認した結果、輸出しようとするリンゴが、日ベトナムEPA第24条(a)及び第25条(a)を満たしており、日ベトナムEPA上の原産品であるとき。

【「特定原産品であることを明らかにする資料」の例】

- 農林産品に係る生産証明書



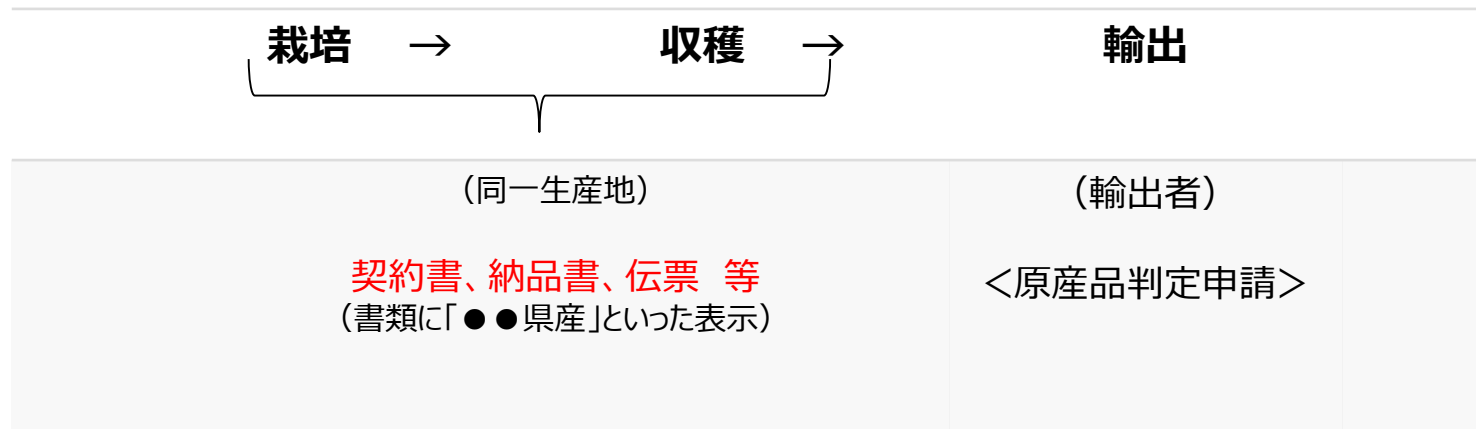
5. 「特定原産品であることを明らかにする資料」の例

事例1-2) 日ベトナムEPAを利用してリンゴを輸出

原産品判定の申請者（リンゴの生産者ではない場合）が、食品表示法に基づく納品書の表示から、日本国内において栽培、収穫等の全生産過程が行われたことを確認した結果、輸出しようとするリンゴが、日ベトナムEPA第24条(a)及び第25条（a）を満たしており、日ベトナムEPA上の原産品であるとき。

【「特定原産品であることを明らかにする資料」の例】

- 納品書



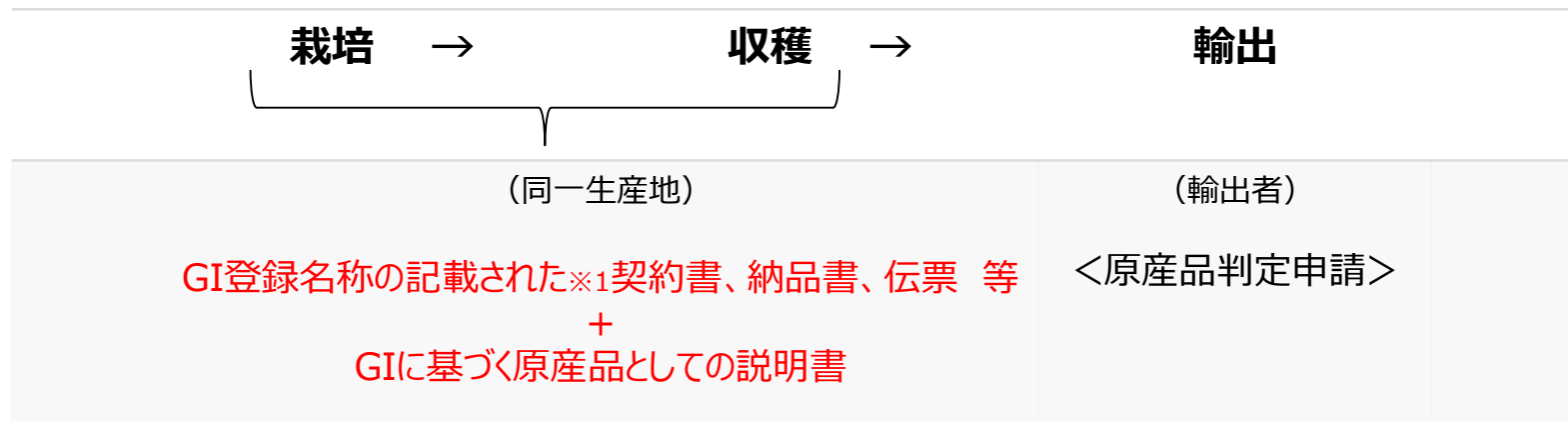
5. 「特定原産品であることを明らかにする資料」の例

事例1-3) 日ベトナムEPAを利用してリンゴを輸出

原産品判定の申請者（リンゴの生産者ではない場合）が、地理的表示(GI)保護制度に基づく納品書の表示から、日本国内において栽培、収穫等の全生産過程が行われたことを確認した結果、輸出しようとするリンゴが、日ベトナムEPA第24条(a)及び第25条（a）を満たしており、日ベトナムEPA上の原産品であるとき。

【「特定原産品であることを明らかにする資料」の例】

- GI登録名称の記載された納品書
- 地理的表示(GI)に基づく原産品としての説明書



※1 「地理的表示(GI)保護制度を活用して原産品判定依頼を行うことができる産品一覧」に記載されているGI登録名称が明記されていることをいう。

5. 「特定原産品であることを明らかにする資料」の例

事例2-1) 日タイEPAを利用して鶏肉を輸出

原産品判定の申請者（鶏肉の生産者である場合）自身が、採卵～成育～解体等の全生産過程を行っており、全生産過程が日本国内において行われたことを確認した結果、輸出しようとする鶏肉が、日タイEPA第28条1(a)、2(a)及び2(l)を満たしており、日タイEPA上の原産品であるとき。

【「特定原産品であることを明らかにする資料」の例】

- 農林産品に係る生産証明書



※ 上記の場合、採卵、成育等の生産過程も日本国内で行われたことについて明らかにする必要がありますが、このことが「農林産加工品に係る製造証明書」から明らかなき場合は、「農林産品に係る生産証明書」の提出を省略することができます。（3. 注3参照）。

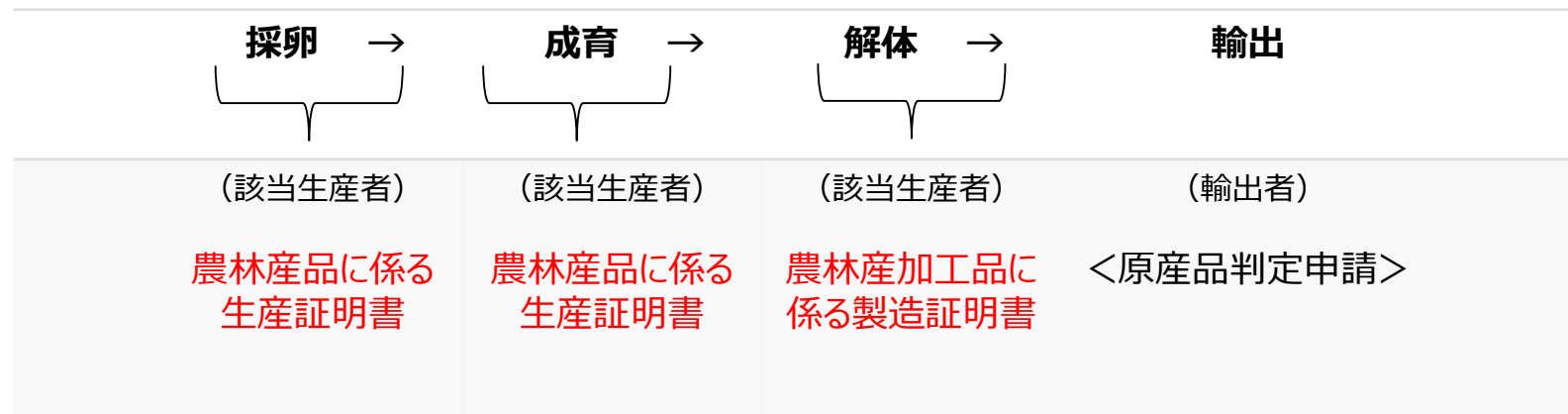
5. 「特定原産品であることを明らかにする資料」の例

事例2-2) 日タイEPAを利用して鶏肉を輸出

原産品判定の申請者（鶏肉の生産者ではない場合）が、採卵を担った生産者が作成した生産証明書、成育を担った生産者が作成した生産証明書、解体を担った生産者が作成した加工証明書（「農林産加工品に係る製造証明書」）から、日本国内において採卵～成育～解体等の全生産過程が行われたことを確認した結果、輸出しようとする鶏肉が、日タイEPA第28条1(a)、2(a)及び2(l)を満たしており、日タイEPA上の原産品であるとき。

【「特定原産品であることを明らかにする資料」の例】

- 農林産品に係る生産証明書（日本国内において採卵が行われたことを証明するもの）
- 農林産品に係る生産証明書（日本国内において成育が行われたことを証明するもの）
- 農林産加工品に係る製造証明書（日本国内において解体が行われたことを証明するもの）



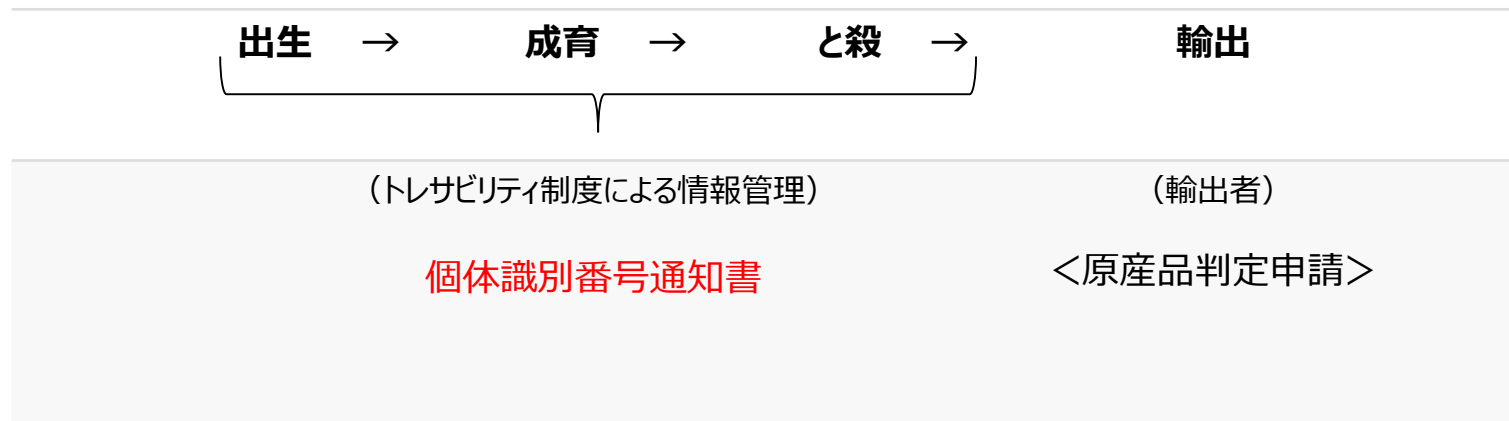
5. 「特定原産品であることを明らかにする資料」の例

事例3) 日タイEPAを利用して牛肉を輸出

原産品判定の申請者（牛肉の生産者ではない場合）が、牛肉のトレサビリティ制度に基づく個体識別番号から、日本国内において出生～生育～と畜等の全生産過程が行われたことを確認した結果、輸出しようとする牛肉が、日タイEPA第28条 1 (a)、2(a) 及び 2 (I)を満たしており、日タイEPA上の原産品であるとき。

【「特定原産品であることを明らかにする資料」の例】

- 個体識別番号通知書



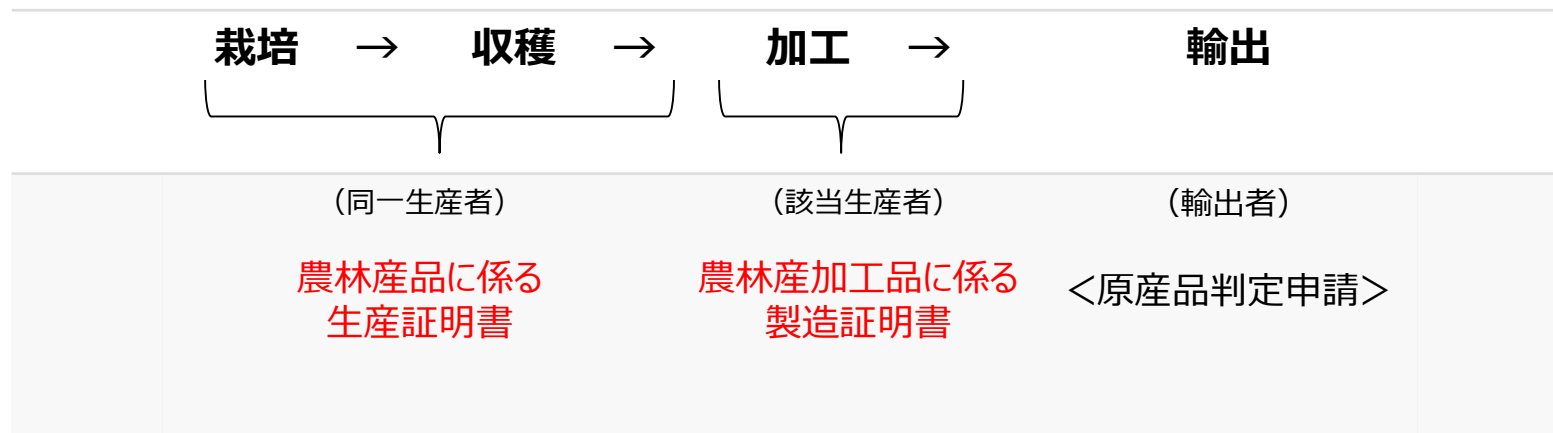
5. 「特定原産品であることを明らかにする資料」の例

事例4) 日インドネシアEPAを利用して緑茶を輸出

原産品判定の申請者（緑茶の生産者ではない場合）が、茶葉の生産証明書及び緑茶の加工証明書（「農林産加工品に係る製造証明書」）から、日本国内において栽培、収穫、加工等の全生産過程が行われたことを確認した結果、輸出しようとする緑茶が、日インドネシアEPA第29条1(a)、2(d)及び2(l)を満たしており、日インドネシアEPA上の原産品であるとき。

【「特定原産品であることを明らかにする資料」の例】

- 農林産品に係る生産証明書
- 農林産加工品に係る製造証明書



5. 「特定原産品であることを明らかにする資料」の例

事例5) 日ベトナムEPAを利用して冷凍さばを輸出

原産品判定の申請者（冷凍さばの生産者ではない場合）が、冷凍さばの漁獲・養殖証明書及び加工証明書（「水産品に係る加工証明書」）から、日本国（領海内）において行われる漁ろうにより得られ、日本国内で加工されたことを確認した結果、輸出しようとする冷凍さばが、日ベトナムEPA第24条(a)、第25条(d)及び(l)を満たしており、日ベトナムEPA上の原産品であるとき。

【「特定原産品であることを明らかにする資料」の例】

- 漁獲・養殖証明書
- 水産品に係る加工証明書



5. 参考（様式例）

（判定依頼者記入欄）

判定受付番号等：

※指定発給機関からの依頼があれば御記入ください。

日本商工会議所 殿

年 月 日

牛肉に係る個体識別番号通知書

住所（下記者の住所及び連絡先）

氏名（判定依頼者）

輸出しようとする製品の個体識別番号は、下記のとおりであることを通知します。

記

個体識別番号：

個体識別番号ごとの出生からと畜までの記録について、特定原産地証明書の発給の翌日から5年間（ただし、日ブルネイ協定、日アセアン協定、日スイス協定および日ベトナム協定を利用する場合は3年間）、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則第12条第1項第2号の「特定原産品であることを明らかにする資料の内容が事実であることを証するために必要な情報を含む書類」として保存します。